

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 第1次回答

通番31

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

創業から創業後のフォローアップまで一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に行えるよう次のとおり提案する。

- ① 創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲
- ② 創業・第二創業促進補助金に係る権限及び交付事務に係る財源を都道府県へ移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創業に係る施策も県・市町が相互に連携しつつ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支援事業計画については、国から情報共有があっても県が認定権限を有していないため、市町に対し同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援に取り組める環境にない。

そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で積極的に実施している創業セミナーの開催等創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業との一層の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した創業支援を行うことができる。

また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、(公財)かがわ産業支援財団が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対しその周知に努めるとともに、申請受付時等においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに今年度からは、支援を受けた事業者等を対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催や中小企業診断士等の専門家の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。

しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県民と県及び県の関係機関との接点が減少し、同補助金やこれを通じた県・市町の関連施策の周知の機会が減少するとともに、創業者の情報を得る機会の減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じている。

創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金として交付)ことで、県と市町が連携して同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができるとともに、補助金の交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能であり、創業支援を受ける者にとってのメリットが大きい。

以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び財源の都道府県への移譲を提案する。

根拠法令等

産業競争力強化法第113条、114条、137条3項
創業・第二創業促進補助金

各府省からの第1次回答

ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」については、「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。

<「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」>

- ①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。
- ②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

通番31

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

創業から創業後のフォローアップまで一貫した支援を、地方が、地域の実情に応じて、主体的・効果的に行えるよう次のとおり提案する。

- ① 創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲
- ② 創業・第二創業促進補助金に係る権限及び交付事務に係る財源を都道府県へ移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

地域活性化のためには、地域の実情を踏まえたきめ細かな創業支援に取り組む必要があり、創業に係る施策も県・市町が相互に連携しつつ、関連性を持たせながら行う必要があるが、創業支援事業計画については、国から情報共有があっても県が認定権限を有していないため、市町に対し同計画策定に向けた働きかけも十分にできず、地域の実情に応じた主体的・効果的な創業支援に取り組める環境にない。

そこで、創業支援事業計画の認定権限の移譲を受ければ、同計画の策定・実施を通じ、本県で積極的に実施している創業セミナーの開催等創業支援に向けた事業及び市町の創業支援事業との一層の連携を図ることができるなど、県と市町の役割分担の下、地域の資源を有効に活用した創業支援を行うことができる。また、創業・第二創業促進補助金に関しては、本県では、これまで、(公財)かがわ産業支援財団が地方事務局として同補助金の窓口となり、県民に対しその周知に努めるとともに、申請受付時等においては、県の支援施策の紹介等も行ってきた。さらに今年度からは、支援を受けた事業者等を対象に、創業後間もない廃業をしないよう、創業後セミナーの開催や中小企業診断士等の専門家の巡回指導など、創業者のフォローアップに取り組んでいる。

しかし、今年度から、創業・第二創業促進補助金の地方事務局が廃止され、県民と県及び県の関係機関との接点が減少し、同補助金やこれを通じた県・市町の関連施策の周知の機会が減少するとともに、創業者の情報を得る機会の減少に伴い、創業後のフォローアップにも支障が生じている。

創業・第二創業促進補助金の移譲を受ける(県へ交付金として交付)ことで、県と市町が連携して同補助金の周知と合わせた創業支援事業の紹介を積極的に行うことができるとともに、補助金の交付を受けた者へのフォローアップなど、県の創業支援事業との連携や、地域の実情に合わせた募集時期・期間の設定、産業分野の重点化を図ることができるなど、きめ細かな制度設計が可能であり、創業支援を受ける者にとってのメリットが大きい。

以上のことから、創業支援事業計画の認定権限及び創業・第二創業促進補助金に係る権限及び財源の都道府県への移譲を提案する。

根拠法令等

産業競争力強化法
第113条、114条、137条3項
創業・第二創業促進補助金

各府省からの第1次回答

ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」及び「創業・第2創業促進補助金」については、「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。

<「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」>

①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。

②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

③創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

通番31

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

地域経済の担い手である中小企業等への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町村等と密接に連携して産業労働施策を推進し、地域の実情に精通し分野を越えたネットワークを有する総合的な行政主体である都道府県が一元的に担えば、ワンストップでより効果的・効率的に行える。

創業支援については、国と都道府県がそれぞれ創業者等への支援事業を展開しており、典型的な二重行政となっている。本県では、創業支援の取組として、平成16年に創業・ベンチャー支援センター埼玉を開設しており、平成26年度までに2,235社の起業実績を上げている。国と都道府県に分かれている創業支援を都道府県が一元的に行えば、こうした創業支援の実績を活用し、日頃の市町村や商工団体とのネットワークを生かして、より効果的な支援を行うことができる。

【支障事例】

身近な県で創業に向けた助言等を受けている創業者にとって、国の補助金を利用して資金確保するために国側の手続の窓口に出向かなければならないことが二度手間になっている現実がある。また、国の補助対象事業に適合させるため、創業・ベンチャー支援センター埼玉等とは異なる助言等を受けて、事業計画の変更等が必要となることも考えられる。

創業・第二創業促進補助金(H24～25は地域需要創造型等起業・創業促進補助金)については、25年度までは各都道府県ごとにその関係機関等が地域事務局を務めていたが、26年度からは経済産業省が委託した民間企業1社が事務局になったので、都道府県との関係が希薄化している。

根拠法令等

各府省からの第1次回答

ご提案の「創業支援事業計画の認定権限」及び「創業・第2創業促進補助金」については、「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」(平成27年1月閣議決定)の内容に従い対応していく。

<「平成26年の地方からの提案に関する対応方針」>

- ①創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に創業支援事業計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを平成26年度中に地方公共団体及び経済産業局に通知する。
- ②創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ③創業等に要する経費に対する補助(地域需要創造型起業・創業促進補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県の担当者が地域審査会に参加できるようにするなどの措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

通番31

管理番号	71	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲				
提案団体	山梨県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、総務省				

求める措置の具体的内容

市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を経済産業省から都道府県へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度の概要】

創業支援事業計画は、産業競争力強化法第113条において、市町村が、民間事業者や経済団体、金融機関等と連携して、これを策定し、主務大臣の認定を受けることとされている。

【制度改正の必要性】

本県では、商工会議所、商工会連合会等の経済団体と、地銀、信金、信組、政府系等の金融機関及び県等が一堂に会し、毎月一度、創業や新たな産業分野への参入等に係る県内企業の経済活動等について情報共有を図っており、このように地域の実情を把握している県が計画を認定することが適切であり、一体的な創業支援につながる。この取り組みについては、H22から開始し、それぞれの機関が有する支援ノウハウや支援制度の効果的な活用等を図る中、県内企業の新分野へのチャレンジ等を支援してきたが、特に本年度からは、県や地元金融機関、経済団体等が出資して組成する新たなファンドを活用した起業・創業を推進するため、この連携組織の中に特別なチームを設けて支援することとしており、今後も別途創業支援事業計画を国が認定するのであれば、一体的な運用に支障が生じる。

【本県の状況】

連携を図るべき民間事業者等が当該市町村の区域を越えて活動を行っていることが多く、また、特に経済団体等にあっては県の区域での活動が盛んになっていることから、計画の認定が進んでいない状況にある。

【懸念の解消策】

市町村で策定する計画については、県へ認定権限を移譲することで、創業を促す技術シーズや、これをサポートする支援機関、政策リソースなどの効率化が図られ、現下の重要課題である開業率の向上に資することが期待される。

根拠法令等

産業競争力強化法第113条

現在、「『地域の元気創造プラン』による地域からの成長戦略」(平成26年5月19日第5回経済財政諮問会議 新藤総務大臣提出資料)に基づき、中小企業庁等と共同して、全市町村で創業支援事業計画を策定し、地域密着型企業を全国で10,000事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を強力に推進しているところであり、目標達成に向けて、国として創業支援事業計画の目標設定や内容等について助言を行い、計画の認定に関与する必要がある。

また、現状では、認定を多数受けている都道府県でも、多くがそれぞれ10件ずつ程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率である。本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の全国水準での取り組みや先進事例等の情報を反映しながら認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。

各都道府県においては、市区町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、都道府県との連携体制を強化してゆく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

起業・創業の促進は、総務大臣が提唱された「ローカル10000プロジェクト」や「日本再興戦略」のKPIに示されるように、今後とも積極的に取り組んでいくべき事項であり、現状の認定件数を前提に事務処理が非効率になる恐れがあることをもって、権限移譲の対応不可とすることは如何かと思えます。

また、各地のモデルとなる創業支援体制に係る全国的な横展開の件については、先ず、各地のモデルとなる創業支援体制の確立が肝要であり、それに当たっては都道府県における創業支援施策や県を単位とする各種支援機関との連携強化が不可欠であり、都道府県が認定し、その結果情報の共有化を図ることで十分に対応可能と考えます。

全国知事会からの意見

・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正についてはその次の議論である旨言及があったが、運用改善の具体的な検討状況とその後の制度改正に係る議論の見通しを明示していただきたい。

○ 「各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図る」としているが、9月3日(水)のヒアリングにおいて指摘したとおり、計画の認定主体と成功例の全国展開とは分けて考えることができる。

横展開等の情報提供を国が行いつつ、創業支援事業計画の認定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 都道府県はこれまでも創業支援を行っており、ローカル10,000プロジェクトや開業率・廃業率10%台という目標を達成するためには、都道府県の有するノウハウを活用することが必要になると考えられる。計画の認定権限を移譲することにより、当該目標達成につなげるべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

<運用改善の検討状況について>

産業競争力強化法第117条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととしたい。

具体的には、市区町村から計画の提出等があった場合に、全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の「一斉調査システム」内に掲載し、直ちに都道府県が市区町村の計画等を閲覧できるようにするとともに、都道府県に対してメールで通知を行うことで、都道府県との一層の情報共有を図る。

また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市区町村については、都道府県(又は産業振興センター等の都道府県の関係機関)が、「創業支援事業者」として創業支援事業計画に参画するなど、特に積極的に関与していただくよう地方公共団体に対して周知。創業支援事業計画の策定を通じて、都道府県が市区町村に対して助言を行うことで、都道府県が実施する産業振興施策との連携強化も図られ、より効果的な施策の推進が可能となる。

<認定権限について>

各地域での創業を強力に推進するため、国が計画の認定を行う過程で、各市町村と関係各省庁との情報共有を図りながら、各市町村の創業支援事業案の内容と関係各省庁の支援策等を効果的に構築する必要があるため、認定については国が行う必要がある。このため、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えており、当面は上述した運用改善により、都道府県との一層の連携強化を図ってまいりたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

4【総務省】

(2)産業競争力強化法(平25法98)(経済産業省と共管)

(i)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。

(ii)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

通番31

管理番号 71 提案区分 A 権限移譲 提案分野 産業振興

提案事項
(事項名) 創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲

提案団体 山梨県

制度の所管・関係府省
経済産業省、総務省

求める措置の具体的内容

市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を経済産業省から都道府県へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度の概要】
創業支援事業計画は、産業競争力強化法第113条において、市町村が、民間事業者や経済団体、金融機関等と連携して、これを策定し、主務大臣の認定を受けることとされている。

【制度改正の必要性】
本県では、商工会議所、商工会連合会等の経済団体と、地銀、信金、信組、政府系等の金融機関及び県等が一堂に会し、毎月一度、創業や新たな産業分野への参入等に係る県内企業の経済活動等について情報共有を図っており、このように地域の実情を把握している県が計画を認定することが適切であり、一体的な創業支援につながる。この取り組みについては、H22から開始し、それぞれの機関が有する支援ノウハウや支援制度の効果的な活用等を図る中、県内企業の新分野へのチャレンジ等を支援してきたが、特に本年度からは、県や地元金融機関、経済団体等が出資して組成する新たなファンドを活用した起業・創業を推進するため、この連携組織の中に特別なチームを設けて支援することとしており、今後も別途創業支援事業計画を国が認定するのであれば、一体的な運用に支障が生じる。

【本県の状況】
連携を図るべき民間事業者等が当該市町村の区域を越えて活動を行っていることが多く、また、特に経済団体等にあっては県の区域での活動が盛んになっていることから、計画の認定が進んでいない状況にある。

【懸念の解消策】
市町村で策定する計画については、県へ認定権限を移譲することで、創業を促す技術シーズや、これをサポートする支援機関、政策リソースなどの効率化が図られ、現下の重要課題である開業率の向上に資することが期待される。

根拠法令等

産業競争力強化法第113条

創業支援事業計画の認定では、各地の経済産業局が窓口となり、市区町村に対する計画の認定に向けた指導や助言等について、中小企業庁や関係省庁と連携と取りながら実施している。

現状では、各都道府県の認定件数は0件～20件(平均4件)程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率である。

また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国水準での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。

各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、経済産業局を通じて都道府県との連携体制を強化していく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

起業・創業の促進は、総務大臣が提唱された「ローカル10000プロジェクト」や「日本再興戦略」のKPIに示されるように、今後とも積極的に取り組んでいくべき事項であり、現状の認定件数を前提に事務処理が非効率になる恐れがあることをもって、権限移譲の対応不可とすることは如何かと思えます。

また、各地のモデルとなる創業支援体制に係る全国的な横展開の件については、先ず、各地のモデルとなる創業支援体制の確立が肝要であり、それに当たっては都道府県における創業支援施策や県を単位とする各種支援機関との連携強化が不可欠であり、都道府県が認定し、その結果情報の共有化を図ることで十分に対応可能と考えます。

全国知事会からの意見

・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正についてはその次の議論である旨言及があったが、運用改善の具体的な検討状況とその後の制度改正に係る議論の見通しを明示していただきたい。
- 「各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図る」としているが、9月3日(水)のヒアリングにおいて指摘したとおり、計画の認定主体と成功例の全国展開とは分けて考えることができる。横展開等の情報提供を国が行いつつ、創業支援事業計画の認定権限を移譲すべ

<運用改善の検討状況について>

産業競争力強化法第117条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととしたい。

具体的には、総務省の全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の「一斉調査システム」を通じて、国から市区町村への創業支援事業計画に関する連絡事項や、市区町村から国への計画の提出等があった場合に、都道府県の担当者にもメールで通知されるよう、システムを改修。都道府県との一層の情報共有を図る。

また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市区町村については、都道府県（又は産業振興センター等の都道府県の関係機関）が、「創業支援事業者」として創業支援事業計画に参画するなど、特に積極的に関与していただくよう地方公共団体に対して周知。創業支援事業計画の策定を通じて、都道府県が市区町村に対して助言を行うことで、都道府県が実施する産業振興施策との連携強化も図られ、より効果的な施策の推進が可能となる。

<権限移譲について>

本制度は、「日本再興戦略」(25年6月)に掲げられた「我が国の開廃業率を欧米並み(10%台)にする」という目標を達成するため、市区町村と地域の支援機関、都道府県の連携のもと、全国津々浦々に創業支援体制を構築するものである。上記国家目標を確実に達成するためには、市町村の策定した創業支援計画が、国が定めた指針に沿っているかについて、全国的な視点で、国が自ら確認する仕組みとすることで、地域の実情に配慮しつつも、全国的な創業支援体制を構築することが必要である。

このため、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えており、当面は、上述した運用面の改善により都道府県との一層の連携強化を図ることとし、制度面は施策効果検証と並行して検討することとしたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

4【経済産業省】

(22)産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管)

(i)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。

(ii)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

通番31

管理番号	391	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省、総務省				

求める措置の具体的内容

産業競争力強化法第113条に基づいて市区町村が作成する創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】現在、計画申請、認定に当たっては、地方経済産業局が市区町村と入念な事前調整を行い、申請に向けた助言・指導を行っているが、今後認定取得を希望する市区町村からの相談が増加すれば、経済産業局に過度な負担が発生するおそれがある。また、平成26年4月に中小企業庁が発行した「産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドライン」によれば、申請の素案受付から認定までの所要期間は2ヶ月以上とされており、この期間中は素案を提出した市区町村内の創業者が法に基づく優遇措置を受けることができないため、場合によっては支援継続中の案件が優遇措置の対象外となってしまうおそれがある。さらに、本法に基づく創業支援計画は、市区町村が主体的に地域内の創業の促進を計画・実践するという画期的な制度であるが、多くの市区町村にとっては創業支援に正面から取り組む初めての機会となるため、頻繁に計画変更が生じる可能性がある。窓口が地方経済産業局のみである場合、こうした計画変更への迅速な対応が困難となるおそれがある。

【改正の必要性】本事務を都道府県に移譲すれば、市町村の申請から認定までの所要期間は1ヶ月程度に短縮でき、地方経済産業局との調整に係る旅費、人件費等の低減にもつながる。また、大分県における「スタートアップ支援機関連絡会議(県、商工団体、金融機関等で組織。年間1,500件の創業相談を受け、うち400件が創業を実現)などの全県組織から市町村への情報提供も可能になることから、法の趣旨、地域の実情に即した円滑な事務が行えるものと思われる。

根拠法令等

産業競争力強化法第113条、第114条、第137条
産業競争力強化法施行規則第41条～第45条

現在、「『地域の元気創造プラン』による地域からの成長戦略」(平成26年5月19日第5回経済財政諮問会議 新藤総務大臣提出資料)に基づき、中小企業庁等と共同して、全市町村で創業支援事業計画を策定し、地域密着型企業を全国で10,000事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を強力に推進しているところであり、目標達成に向けて、国として創業支援事業計画の目標設定や内容等について助言を行い、計画の認定に関与する必要がある。

また、現状では、認定を多数受けている都道府県でも、多くがそれぞれ10件ずつ程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率である。本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の全国水準での取り組みや先進事例等の情報を反映しながら認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。

各都道府県においては、市区町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、都道府県との連携体制を強化してゆく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県では既に独自の創業支援施策を実施しており、市町村との連絡・調整、認定事務を担うに当たっては、既存の施策実施体制を活用できることから、大きな非効率性は生じないものとする。

また、地域の特徴ある創業支援体制を全国に横展開する取組は重要であるが、そうした全国比較については必ずしも計画認定の段階で行う必要はなく、国における補助事業の採択審査や、事例集作成等により実施可能である。

都道府県に認定権限を移譲することで、申請から認定に至る期間の短縮のみならず、地域の独自性の深掘り、実効性の高い支援体制の構築につながり、モデルの創出にも資するものと思われる。さらに、こうして構築した市町村の創業支援体制を、大分県における「3年間で1,000件の創業支援」といった都道府県の定量目標と連携しながら運用することで、創業の一層の拡大が図られ、「開業率10%」、「ローカル10,000」といった国の目標の実現にも貢献できるものとする。

なお、大分県内の市町村からは、出張旅費負担軽減や、地域の実情に関する審査事務局への説明効率化などの観点から、身近な存在である県への認定権限の移譲を期待する声が寄せられている。

全国知事会からの意見

・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正についてはその次の議論である旨言及があったが、運用改善の具体的な検討状況とその後の制度改正に係る議論の見通しを明示していただきたい。

○ 「各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図る」としているが、9月3日(水)のヒアリングにおいて指摘したとおり、計画の認定主体と成功例の全国展開とは分けて考えることができる。

横展開等の情報提供を国が行いつつ、創業支援事業計画の認定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 都道府県はこれまでも創業支援を行っており、ローカル10,000プロジェクトや開業率・廃業率10%台という目標を達成するためには、都道府県の有するノウハウを活用することが必要になると考えられる。計画の認定権限を移譲することにより、当該目標達成につなげるべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

<運用改善の検討状況について>

産業競争力強化法第117条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととしたい。

具体的には、市区町村から計画の提出等があった場合に、全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の「一斉調査システム」内に掲載し、直ちに都道府県が市区町村の計画等を閲覧できるようにするとともに、都道府県に対してメールで通知を行うことで、都道府県との一層の情報共有を図る。

また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市区町村については、都道府県（又は産業振興センター等の都道府県の関係機関）が、「創業支援事業者」として創業支援事業計画に参画するなど、特に積極的に関与していただくよう地方公共団体に対して周知。創業支援事業計画の策定を通じて、都道府県が市区町村に対して助言を行うことで、都道府県が実施する産業振興施策との連携強化も図られ、より効果的な施策の推進が可能となる。

<認定権限について>

各地域での創業を強力に推進するため、国が計画の認定を行う過程で、各市町村と関係各省庁との情報共有を図りながら、各市町村の創業支援事業案の内容と関係各省庁の支援策等を効果的に構築する必要があるため、認定については国が行う必要がある。このため、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えており、当面は上述した運用改善により、都道府県との一層の連携強化を図ってまいりたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【総務省】

(2)産業競争力強化法(平25法98)(経済産業省と共管)

(i)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。

(ii)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

通番31

管理番号	391	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省、総務省				

求める措置の具体的内容

産業競争力強化法第113条に基づいて市区町村が作成する創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】現在、計画申請、認定に当たっては、地方経済産業局が市区町村と入念な事前調整を行い、申請に向けた助言・指導を行っているが、今後認定取得を希望する市区町村からの相談が増加すれば、経済産業局に過度な負担が発生するおそれがある。また、平成26年4月に中小企業庁が発行した「産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドライン」によれば、申請の素案受付から認定までの所要期間は2ヶ月以上とされており、この期間中は素案を提出した市区町村内の創業者が法に基づく優遇措置を受けることができないため、場合によっては支援継続中の案件が優遇措置の対象外となってしまうおそれがある。さらに、本法に基づく創業支援計画は、市区町村が主体的に地域内の創業の促進を計画・実践するという画期的な制度であるが、多くの市区町村にとっては創業支援に正面から取り組む初めての機会となるため、頻繁に計画変更が生じる可能性がある。窓口が地方経済産業局のみである場合、こうした計画変更への迅速な対応が困難となるおそれがある。

【改正の必要性】本事務を都道府県に移譲すれば、市町村の申請から認定までの所要期間は1ヶ月程度に短縮でき、地方経済産業局との調整に係る旅費、人件費等の低減にもつながる。また、大分県における「スタートアップ支援機関連絡会議(県、商工団体、金融機関等で組織。年間1,500件の創業相談を受け、うち400件が創業を実現)などの全県組織から市町村への情報提供も可能になることから、法の趣旨、地域の実情に即した円滑な事務が行えるものと思われる。

根拠法令等

産業競争力強化法第113条、第114条、第137条
産業競争力強化法施行規則第41条～第45条

創業支援事業計画の認定では、各地の経済産業局が窓口となり、市区町村に対する計画の認定に向けた指導や助言等について、中小企業庁や関係省庁と連携と取りながら実施している。

現状では、各都道府県の認定件数は0件～20件(平均4件)程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率である。

また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国水準での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。

各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、経済産業局を通じて都道府県との連携体制を強化していく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県では既に独自の創業支援施策を実施しており、市町村との連絡・調整、認定事務を担うに当たっては、既存の施策実施体制を活用できることから、大きな非効率性は生じないものとする。

また、地域の特徴ある創業支援体制を全国に横展開する取組は重要であるが、そうした全国比較については必ずしも計画認定の段階で行う必要はなく、国における補助事業の採択審査や、事例集作成等により実施可能である。

都道府県に認定権限を移譲することで、申請から認定に至る期間の短縮のみならず、地域の独自性の深掘り、実効性の高い支援体制の構築につながり、モデルの創出にも資するものと思われる。さらに、こうして構築した市町村の創業支援体制を、大分県における「3年間で1,000件の創業支援」といった都道府県の定量目標と連携しながら運用することで、創業の一層の拡大が図られ、「開業率10%」、「ローカル10,000」といった国の目標の実現にも貢献できるものとする。

なお、大分県内の市町村からは、出張旅費負担軽減や、地域の実情に関する審査事務局への説明効率化などの観点から、身近な存在である県への認定権限の移譲を期待する声が寄せられている。

全国知事会からの意見

・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正についてはその次の議論である旨言及があったが、運用改善の具体的な検討状況とその後の制度改正に係る議論の見通しを明示していただきたい。
- 「各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図る」としているが、9月3日(水)のヒアリングにおいて指摘したとおり、計画の認定主体と成功例の全国展開とは分けて考えることができる。横展開等の情報提供を国が行いつつ、創業支援事業計画の認定権限を移譲すべ

<運用改善の検討状況について>

産業競争力強化法第117条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。」とされている

ることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととしたい。

具体的には、総務省の全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の「一斉調査システム」を通じて、国から市区町村への創業支援事業計画に関する連絡事項や、市区町村から国への計画の提出等があった場合に、都道府県の担当者にもメールで通知されるよう、システムを改修。都道府県との一層の情報共有を図る。

また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市区町村については、都道府県（又は産業振興センター等の都道府県の関係機関）が、「創業支援事業者」として創業支援事業計画に参画するなど、特に積極的に関与していただくよう地方公共団体に対して周知。創業支援事業計画の策定を通じて、都道府県が市区町村に対して助言を行うことで、都道府県が実施する産業振興施策との連携強化も図られ、より効果的な施策の推進が可能となる。

<権限移譲について>

本制度は、「日本再興戦略」(25年6月)に掲げられた「我が国の開廃業率を欧米並み(10%台)にする」という目標を達成するため、市区町村と地域の支援機関、都道府県の連携のもと、全国津々浦々に創業支援体制を構築するものである。上記国家目標を確実に達成するためには、市町村の策定した創業支援計画が、国が定めた指針に沿っているかについて、全国的な視点で、国が自ら確認する仕組みとすることで、地域の実情に配慮しつつも、全国的な創業支援体制を構築することが必要である。

このため、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えており、当面は、上述した運用面の改善により都道府県との一層の連携強化を図ることとし、制度面は施策効果検証と並行して検討することとしたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【経済産業省】

(22) 産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管)

(i) 創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。

(ii) 創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

通番31

管理番号	699	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲				
提案団体	大阪府、京都府、兵庫県、徳島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、総務省				

求める措置の具体的内容

産業競争力強化法 第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号に規定する「市区町村創業支援計画」に関する経済産業大臣、総務大臣及びその他の主務大臣(関係する施行令、施行規則を含む)における権限を都道府県に移譲されたい。

第113条 創業支援事業計画の認定
 第114条 創業支援事業計画の変更等
 第137条3項 報告書の徴収
 第140条1項6号 主務大臣等

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】創業支援事業計画の認定に際し、国が全国約1700の市区町村のきめ細かな実情を把握することは現実的ではなく、計画認定に向けた指導・助言等のフォローアップを的確に行うことは難しいと考えられる。

国の第一回認定(3月20日)では、2月4日に説明会を実施、2月7日に近畿経済産業局に素案を提出、2月14日に中小企業庁に計画を提出という、極めてタイトな日程であり、このため大阪府内で6市がこのスケジュールに間に合わなかった。都道府県に認定権限があれば、下記理由(※1)で十分対応できたと考えられる。

さらに、中小企業白書(2013年版 p.47 ※2)で示されているように、創業者のマーケットは市区町村エリアを超えており、都道府県レベルの創業支援施策と密接に連携した取組が求められる。しかし、現行制度においては、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化を行うことができない。

【制度改正の必要性】計画策定にあたり複数の市区町村による共同申請ができるが、第1回・第2回認定において、各々2件しかなかった。創業者のマーケットの広さは多種多様であり、現行制度では創業者のマーケットに合わせた市区町村の組合せを一律で構成することはできないため、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化が不可欠である。

行政効率の観点からも共同計画が策定されるべきであるが、都道府県が認定を行えば、場合によっては地方自治法上の様々な連携手続(機関等の共同設置、事務の委託等)で、市区町村間のより強固な絆づくりを誘導することも可能である。

【都道府県が認定を行うことによる効果 ※1】現行制度で所管が複数の省庁に関係する内容が含まれた場合、各所管省庁との調整に時間を要すると想定される。一方、都道府県はあらゆる分野に対し、計画策定に係る指導・助言から認定までの手続を一元的かつ円滑に行うことができる。申請者である市区町村にとっても事務の効率化ができる。

※2 創業者が目指している今後の市場について、「地域需要創出型」では全体の80%以上が市区町村のエリアを超えている。(同一市町村19.6%、同一都道府県39.1%、全国38.2%、海外3.2%)

根拠法令等

産業競争力強化法第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号

現在、「『地域の元気創造プラン』による地域からの成長戦略」(平成26年5月19日第5回経済財政諮問会議 新藤総務大臣提出資料)に基づき、中小企業庁等と共同して、全市町村で創業支援事業計画を策定し、地域密着型企業を全国で10,000事業程度立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を強力に推進しているところであり、目標達成に向けて、国として創業支援事業計画の目標設定や内容等について助言を行い、計画の認定に関与する必要がある。

また、現状では、認定を多数受けている都道府県でも、多くがそれぞれ10件ずつ程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率である。本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の全国水準での取り組みや先進事例等の情報を反映しながら認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。

各都道府県においては、市区町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、都道府県との連携体制を強化してゆく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

【認定件数増加への寄与】

都道府県が持つネットワーク力で地域特性に応じた市町村の創業支援事業計画の策定支援を行うことができ、今以上に認定件数を増やすことが可能になる。

実際、9月締切の第3回申請は、大阪府では2市のみ、関西の他府県では申請がないと聞いているが、単独では認定を受けることが難しい自治体もあることも一因として考えられる。

この点、都道府県への創業支援事業計画の権限移譲により、近隣地域とのバランスを考慮して、都道府県が「商工会連合会等と連携して法の枠組み以外で行う創業支援施策＝補完行政」を行うことができ、また、都道府県に計画認定権限があれば、共同申請を誘導することも容易になる(例えば、大阪府は、「事務の共同処理」「機関や内部組織等の共同設置」等の市町村の連携を促進した実績がある)。

このように、都道府県への権限移譲により、「ローカル10,000プロジェクト」等の政府目標に貢献することができ、申請件数に陰りが見える現状からすれば、決して時期尚早ではないと考える。

【執行体制の整備の必要性について】

執行体制については、都道府県に創業支援担当が、創業支援ポータルサイトの運営、所管の商工会・商工会議所(地域の創業支援事業の中核)への指導監督を通じて、創業支援情報の入手、市町村や経済団体との情報交換を通じて各創業施策を総合的にコーディネート、情報の集約発信は行っており、経済産業局以上に地域の実情を把握している。改めて体制整備に努めずに現状で認定、指導対応は十分可能である。

<大阪府の取組> 以下を通じて、創業支援機関の活動状況や能力を把握・集約

- ・創業支援機関ネットワーク会議(官民90団体以上が参加)
- ・支援機関推薦型創業ビジネスコンテスト ・大阪府、メールマガジンの配信

【先進的な取り組み等の反映について】

地域の「秀逸なモデル」ピックアップするには、地域実情を把握している都道府県が最適である。「他地域の先進的な取り組みの反映」については、適切な技術的助言に基づき府県から事例を国に報告・集約し、それをフィードバックする仕組みで、極めて容易に解決、最適化が実現できる。

全国知事会からの意見

・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正についてはその次の議論である旨言及があったが、運用改善の具体的な検討状況とその後の制度改正に係る議論の見通しを明示していただきたい。
- 「各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図る」としているが、9月3日(水)のヒアリングにおいて指摘したとおり、計画の認定主体と成功例の全国展開とは分けて考えることができる。
横展開等の情報提供を国が行いつつ、創業支援事業計画の認定権限を移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。
- 都道府県はこれまでも創業支援を行っており、ローカル10,000プロジェクトや開業率・廃業率10%台という目標を達成するためには、都道府県の有するノウハウを活用することが必要になると考えられる。計画の認定権限を移譲することにより、当該目標達成につなげるべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

<運用改善の検討状況について>

産業競争力強化法第117条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととしたい。

具体的には、市区町村から計画の提出等があった場合に、全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の「一斉調査システム」内に掲載し、直ちに都道府県が市区町村の計画等を閲覧できるようにするとともに、都道府県に対してメールで通知を行うことで、都道府県との一層の情報共有を図る。

また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市区町村については、都道府県(又は産業振興センター等の都道府県の関係機関)が、「創業支援事業者」として創業支援事業計画に参画するなど、特に積極的に関与していただくよう地方公共団体に対して周知。創業支援事業計画の策定を通じて、都道府県が市区町村に対して助言を行うことで、都道府県が実施する産業振興施策との連携強化も図られ、より効果的な施策の推進が可能となる。

<認定権限について>

各地域での創業を強力に推進するため、国が計画の認定を行う過程で、各市町村と関係各省庁との情報共有を図りながら、各市町村の創業支援事業案の内容と関係各省庁の支援策等を効果的に構築する必要があるため、認定については国が行う必要がある。このため、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えており、当面は上述した運用改善により、都道府県との一層の連携強化を図ってまいりたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【総務省】

(2)産業競争力強化法(平25法98)(経済産業省と共管)

(i)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。

(ii)創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

通番31

管理番号	699	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	創業支援事業計画の認定権限の都道府県への移譲				
提案団体	大阪府、京都府、兵庫県、徳島県				
制度の所管・関係府省	経済産業省、総務省				

求める措置の具体的内容

産業競争力強化法 第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号に規定する「市区町村創業支援計画」に関する経済産業大臣、総務大臣及びその他の主務大臣(関係する施行令、施行規則を含む)における権限を都道府県に移譲されたい。
第113条 創業支援事業計画の認定
第114条 創業支援事業計画の変更等
第137条3項 報告書の徴収
第140条1項6号 主務大臣等

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】創業支援事業計画の認定に際し、国が全国約1700の市区町村のきめ細かな実情を把握することは現実的ではなく、計画認定に向けた指導・助言等のフォローアップを的確に行うことは難しいと考えられる。

国の第一回認定(3月20日)では、2月4日に説明会を実施、2月7日に近畿経済産業局に素案を提出、2月14日に中小企業庁に計画を提出という、極めてタイトな日程であり、このため大阪府内で6市がこのスケジュールに間に合わなかった。都道府県に認定権限があれば、下記理由(※1)で十分対応できたと考えられる。

さらに、中小企業白書(2013年版 p.47 ※2)で示されているように、創業者のマーケットは市区町村エリアを超えており、都道府県レベルの創業支援施策と密接に連携した取組が求められる。しかし、現行制度においては、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化を行うことができない。

【制度改正の必要性】計画策定にあたり複数の市区町村による共同申請ができるが、第1回・第2回認定において、各々2件しかなかった。創業者のマーケットの広さは多種多様であり、現行制度では創業者のマーケットに合わせた市区町村の組合せを一律で構成することはできないため、都道府県レベルの官民の創業支援施策との調整・最適化が不可欠である。

行政効率の観点からも共同計画が策定されるべきであるが、都道府県が認定を行えば、場合によっては地方自治法上の様々な連携手続(機関等の共同設置、事務の委託等)で、市区町村間のより強固な絆づくりを誘導することも可能である。

【都道府県が認定を行うことによる効果 ※1】現行制度で所管が複数の省庁に関係する内容が含まれた場合、各所管省庁との調整に時間を要すると想定される。一方、都道府県はあらゆる分野に対し、計画策定に係る指導・助言から認定までの手続を一元的かつ円滑に行うことができる。申請者である市区町村にとっても事務の効率化ができる。

※2 創業者が目指している今後の市場について、「地域需要創出型」では全体の80%以上が市区町村のエリアを超えている。(同一市町村19.6%、同一都道府県39.1%、全国38.2%、海外3.2%)

根拠法令等

産業競争力強化法第113条、第114条、第137条3項、第140条1項6号

創業支援事業計画の認定では、各地の経済産業局が窓口となり、市区町村に対する計画の認定に向けた指導や助言等について、中小企業庁や関係省庁と連携と取りながら実施している。

現状では、各都道府県の認定件数は0件～20件(平均4件)程度に留まっており、認定権限を移譲した場合、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が一律必要であることから、都道府県での執行は極めて非効率である。

また、本事業では、各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図ることを目的の一つとしているが、認定業務を都道府県に移譲した場合、他地域の先進的な取り組み等の情報を反映しながら全国水準での認定業務を行うことが困難になり、施策の最適化がなされなくなることが懸念される。

各都道府県においては、経済産業局と連携しながら市区町村への情報提供という役割に加えて、県センター、インキュベーション施設等の活用や、単独では申請が難しい市区町村への調整役を担っており、今後、経済産業局を通じて都道府県との連携体制を強化していく方向であるが、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

【認定件数増加への寄与】

都道府県が持つネットワーク力で地域特性に応じた市町村の創業支援事業計画の策定支援を行うことができ、今以上に認定件数を増やすことが可能になる。

実際、9月締切の第3回申請は、大阪府では2市のみ、関西の他府県では申請がないと聞いているが、単独では認定を受けることが難しい自治体もあることも一因として考えられる。

この点、都道府県への創業支援事業計画の権限移譲により、近隣地域とのバランスを考慮して、都道府県が「商工会連合会等と連携して法の枠組み以外で行う創業支援施策＝補完行政」を行うことができ、また、都道府県に計画認定権限があれば、共同申請を誘導することも容易になる(例えば、大阪府は、「事務の共同処理」「機関や内部組織等の共同設置」等の市町村の連携を促進した実績がある)。

このように、都道府県への権限移譲により、「ローカル10,000プロジェクト」等の政府目標に貢献することができ、申請件数に陰りが見える現状からすれば、決して時期尚早ではないと考える。

【執行体制の整備の必要性について】

執行体制については、都道府県に創業支援担当が、創業支援ポータルサイトの運営、所管の商工会・商工会議所(地域の創業支援事業の中核)への指導監督を通じて、創業支援情報の入手、市町村や経済団体との情報交換を通じて各創業施策を総合的にコーディネート、情報の集約発信は行っており、経済産業局以上に地域の実情を把握している。改めて体制整備に努めずに現状で認定、指導対応は十分可能である。

<大阪府の取組> 以下を通じて、創業支援機関の活動状況や能力を把握・集約

- ・創業支援機関ネットワーク会議(官民90団体以上が参加)
- ・支援機関推薦型創業ビジネスコンテスト
- ・大阪府、メールマガジンの配信

【先進的な取り組み等の反映について】

地域の「秀逸なモデル」ピックアップするには、地域実情を把握している都道府県が最適である。「他地域の先進的な取り組みの反映」については、適切な技術的助言に基づき府県から事例を国に報告・集約し、それをフィードバックする仕組みで、極めて容易に解決、最適化が実現できる。

全国知事会からの意見

・中小企業の新たな事業の創出への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小企業の新たな事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲し、創業支援事業計画に基づく補助金については自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

- 9月3日(水)のヒアリングにおいて、都道府県の関与について、少なくとも運用上の改善をまず行い、制度改正についてはその次の議論である旨言及があったが、運用改善の具体的な検討状況とその後の制度改正に係る議論の見通しを明示していただきたい。
- 「各地のモデルとなる創業支援体制について全国に横展開を図る」としているが、9月3日(水)のヒアリングにおいて指摘したとおり、計画の認定主体と成功例の全国展開とは分けて考えることができる。
横展開等の情報提供を国が行いつつ、創業支援事業計画の認定権限を移譲すべ

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

<運用改善の検討状況について>

産業競争力強化法第117条第2項において、「都道府県は、創業支援事業計画を作成しようとする市町村又は認定市町村に対し、創業支援事業に関する情報の提供その他の援助を行うことができる。」とされていることから、同項の運用を改善し、都道府県との一層の連携強化や都道府県による助言を行うこととしたい。

具体的には、総務省の全自治体の共同データベースである「地域の元気創造プラットフォーム」の「一斉調査システム」を通じて、国から市区町村への創業支援事業計画に関する連絡事項や、市区町村から国への計画の提出等があった場合に、都道府県の担当者にもメールで通知されるよう、システムを改修。都道府県との一層の情報共有を図る。

また、単独では十分な創業支援体制を構築することが困難な市区町村については、都道府県(又は産業振興センター等の都道府県の関係機関)が、「創業支援事業者」として創業支援事業計画に参画するなど、特に積極的に関与していただくよう地方公共団体に対して周知。創業支援事業計画の策定を通じて、都道府県が市区町村に対して助言を行うことで、都道府県が実施する産業振興施策との連携強化も図られ、より効果的な施策の推進が可能となる。

<権限移譲について>

本制度は、「日本再興戦略」(25年6月)に掲げられた「我が国の開廃業率を欧米並み(10%台)にする」という目標を達成するため、市区町村と地域の支援機関、都道府県の連携のもと、全国津々浦々に創業支援体制を構築するものである。上記国家目標を確実に達成するためには、市町村の策定した創業支援計画が、国が定めた指針に沿っているかについて、全国的な視点で、国が自ら確認する仕組みとすることで、地域の実情に配慮しつつも、全国的な創業支援体制を構築することが必要である。

このため、都道府県への認定業務の権限移譲については時期尚早であると考えており、当面は、上述した運用面の改善により都道府県との一層の連携強化を図ることとし、制度面は施策効果検証と並行して検討することとしたい。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【経済産業省】

(22) 産業競争力強化法(平25法98)(総務省と共管)

(i) 創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者として参画できることを、平成26年度中に地方公共団体に通知する。

(ii) 創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家目標の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度枠組みを含めた検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。